

令和8年度 競技力向上事業補助金の概要

【事業目的】

- ・国際的又は全国的規模のスポーツ競技大会を大阪市内で開催することをめざし、スポーツに関する競技水準の向上、大会運営を担う審判員や指導者等の人材育成に資する事業に対して補助金を交付

【補助対象事業】

補助対象事業	事業の要件
ジュニア競技者のみを対象とした練習会や試合・大会を開催する事業	大阪市内在住・在勤・在学、いずれかのものを対象として開催する事業
専門的知識や高度な技術力を有する指導者を養成する事業	大阪市内在住・在勤・在学、いずれかのものを対象とし、大阪市内で開催する事業 公益財団法人日本スポーツ協会公認指導者講習会又は各競技団体が実施する公認指導者講習会に、申請者が派遣する事業
スポーツ競技大会を開催する事業	大阪市内で開催する事業、ただしジュニア競技者のみを対象とした競技大会を除く
審判員等の養成を図る事業	大阪市内在住・在勤・在学、いずれかのものを対象とし、大阪市内で開催する事業 各競技団体が実施する公認指導者講習会に、申請者が派遣する事業

【補助対象団体】

- ・次の要件をすべて満たす団体
 - ①単一競技種目並びに障がい者スポーツを通じた運動・スポーツの振興及び普及を主たる目的として活動している団体であること
 - ②事務所所在地、もしくは主たる活動場所が大阪市内であること
 - ③①②の要件を、定款・寄付行為・規約等で定めていること
 - ④申請する事業につき、他の機関から補助を受けていないこと
 - ⑤令和8年4月1日付で交付決定を受けている団体は、補助上限に到達していないこと

【補助金額】

- ・次の①～③のうち、いずれか低い額を上限として、予算の範囲内で補助金を交付。同一の団体が複数の事業を申請する場合でも、補助金の合計額の上限は、これと同様となる。
 - ①補助対象経費の2分の1（千円未満切り捨て）
 - ②収入に対する支出超過額
 - ③オリンピック及び国民スポーツ大会種目は550,000円、その他の種目は225,000円
交付決定を受けている団体は補助上限額の範囲内かつ新規事業は申請できますが、既に決定を受けた事業の追加・増額申請はできません

【事業実施期間】

- ・令和8年9月1日～令和9年3月31日に実施するもの

【スケジュール】

- ・令和8年6月22日（月）募集開始
- ・令和8年7月17日（金）募集締切
- ・令和8年7月21日（火）～8月31日 補助事業審査等
- ・令和8年9月 補助団体決定～補助事業開始